

大田原市空き家改修費補助金交付要綱

(平成 26 年 7 月 31 日告示第 99 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田原市空き家等情報バンク実施要綱(平成 26 年告示第 76 号。以下「空き家バンク要綱」という。)により、売買契約を締結した空き家の改修費の一部を補助する大田原市空き家改修費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則(昭和 51 年規則第 11 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において空き家とは、空き家バンク要綱第 5 条第 2 項に規定する登録物件に係る建物をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家バンク要綱により空き家を購入した者
- (2) 空き家の売渡人が 3 親等以内の親族でないこと。
- (3) 過去にこの要綱による補助金を受けた世帯主又は世帯員でないこと。
- (4) 市税等を滞納していない者
- (5) この補助金により改修を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から 10 年以上定住又は定期的な滞在をする意思のある者
- (6) この補助金により改修を行う空き家に、本市が交付する他の補助金等(大田原市木造住宅耐震診断費等補助金及び大田原市木造住宅耐震改修費補助金を除く。)の交付を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者ではないもの(世帯員を含む。)

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者自らが定住又は定期的に滞在する目的で取得した空き家について、居住のために必要な設備、内装、屋根、外壁その他を改修する事業とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の交付額は、500,000 円を限度とし、補助対象事業に要した費用に 2 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた額)として予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象事業に係る施工業者が市内に本社を置く業者である場合には、600,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、空き家を取得した日から 180 日以内に、大田原市空き家改修費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(空き家の位置図、概略設計図及び施工前写真等)
- (2) 収支予算書(見積書等)
- (3) 空き家の売買契約書の写し
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、大田原市空き家改修費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請人に通知するものとする。

(空き家改修工事の着手)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に空き家改修工事に着手しなければならない。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、空き家改修工事が完了した日から30日以内に大田原市空き家改修費補助金事業完了報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家改修に係る領収書の写し
- (2) 改修後の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、大田原市空き家改修費補助金の額の確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者が、前条の確定通知書を受理したときは、速やかに大田原市空き家改修費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、この補助事業により改修した住宅又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に、改修した住宅を取り壊し、又は売却したとき。

(2) 第3条から第5条までに規定する補助金の交付の要件等を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大田原市空き家改修費補助金返還命令書(様式第7号)により期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大田原市空き家改修費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る大田原市空き家改修費補助金(以下この項において「補助金」という。)について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表(第 12 条関係)

交付を受けた日からの経過年数	返還を求める金額
1 年未満	交付額の 100 分の 100
1 年以上 2 年未満	交付額の 100 分の 90
2 年以上 3 年未満	交付額の 100 分の 80
3 年以上 4 年未満	交付額の 100 分の 70
4 年以上 5 年未満	交付額の 100 分の 60
5 年以上 6 年未満	交付額の 100 分の 50
6 年以上 7 年未満	交付額の 100 分の 40
7 年以上 8 年未満	交付額の 100 分の 30
8 年以上 9 年未満	交付額の 100 分の 20
9 年以上 10 年未満	交付額の 100 分の 10

様式第 1 号(第 6 条関係)

大田原市空き家改修費補助金交付申請書

様式第 2 号(第 6 条関係)

誓約書

様式第 3 号(第 7 条関係)

大田原市空き家改修費補助金交付決定通知書

様式第 4 号(第 9 条関係)

大田原市空き家改修費補助金事業完了報告書

様式第 5 号(第 10 条関係)

大田原市空き家改修費補助金の額の確定通知書

様式第 6 号(第 11 条関係)

大田原市空き家改修費補助金交付請求書

様式第 7 号(第 12 条関係)

大田原市空き家改修費補助金返還命令書